

【特別枠募集・一般枠募集】

1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和7年3月に卒業又は修了する見込みの者
イ 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者
 - (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
- また、都内に住所を有し、都外の小学校等に在学している者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当すると小学校等の校長が認める者については、具申書（東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱において定めた様式）を提出すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
- ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

二 出願方法

- (1) 提出期間
出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。
- (2) 提出先
志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
ア 特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式
(ア) 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書(様式応1)
(イ) 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書(様式応2)（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）
なお、前記(1)イに該当する者で、住民票記載事項証明書(様式応2)に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。
(ロ) 入学考査料 2,200円
(ロ) 出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。）
(エ) 報告書(様式3)
なお、前記(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
(オ) 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類
a 理由書(様式応6)
志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。
b 父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類（56ページ）を参照し、該当の書類を提出する。
イ 特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）
(ア) 入学願書(様式1)
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
(イ) 志願理由書(参考様式1)
(ロ) 活動実績報告書(参考様式2)
(エ) 卓越した能力を証明する書類等
(オ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等
ウ 一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）
(ア) 入学願書(様式2)
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
(イ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和7年3月に卒業又は修了する見込みの者
イ 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和7年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間
出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。
- (2) 提出先
志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口へ直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
ア 特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式
(ア) 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応1）
(イ) 転居に関する申立書（様式応3）
(ロ) 転居を証明する書類
a 新たに都内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
b 既に都内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）
(エ) 入学検査料 2,200円
（出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。）
(オ) 報告書（様式3）
なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
(カ) 前記一(1)イに該当する者は、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応2）又は公的機関発行の書類
(キ) 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類
a 理由書（様式応6）
志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。
b 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類（56ページ）を参照し、該当の書類を提出する。
イ 特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）
(ア) 入学願書（様式1）
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
(イ) 志願理由書（参考様式1）
(ロ) 活動実績報告書（参考様式2）
(エ) 卓越した能力を証明する書類等
(オ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等
ウ 一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）
(ア) 入学願書（様式2）
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
(イ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和7年3月に修了する見込みの者
イ 令和7年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和7年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。
ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情のために保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間
出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。
- (2) 提出先
志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
ア 特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式
(ア) 帰国等に関する申立書(様式応4)
なお、前記一(2)アに該当する場合は、理由書(様式応6)及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）を併せて提出すること。
(イ) 転居を証明する書類
a 新たに都内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
b 既に都内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書(様式応2)（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）
(ウ) 入学査料 2,200円
（出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。）
(エ) 日本人学校の場合は、報告書(様式3)
現地校の場合は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
(オ) 前記一(2)イに該当する場合は、身元引受人承諾書(様式応5)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）
イ 特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）
(ア) 入学願書(様式1)
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
(イ) 志願理由書（参考様式1）
(ウ) 活動実績報告書（参考様式2）
(エ) 卓越した能力を証明する書類等
(オ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等
ウ 一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）
(ア) 入学願書(様式2)
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
(イ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書(様式応2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）)を提出する。
なお、前記一(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

【海外帰国・在京外国人生徒枠募集】

1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）

一 応募資格

(1) 日本国籍を有する者

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和7年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

イ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴い連続して2年以上海外に在住していた者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和5年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。

なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い海外に連続して2年以上在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。

ウ 保護者とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

(2) 外国籍を有する者

次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウに該当する者

ア 小学校を令和7年3月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として2年以内の者

イ 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者

ウ 保護者とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

また、都内に住所を有し、都外の小学校等に在学している者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当すると小学校等の校長が認める者については、具申書（東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学決定に関する実施要綱において定めた様式）を提出すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

二 出願方法

(1) 提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

(2) 提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3) 出願に要する書類等

ア 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応1）

なお、前記一(1)ウただし書又は(2)ウただし書に該当する場合は、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

イ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）

なお、外国籍を有する者で、住民票記載事項証明書（様式応2）に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

ウ 入学願書（学校所定の様式）

エ 入学考査料 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

オ 報告書（様式3）

なお、外国籍を有する者のうち日本国内における外国人学校を修了する見込みの者又は既に修了した者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

カ 前記一(2)アに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類

キ その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

(1) 日本国籍を有する者

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和7年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

イ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴い連続して2年以上海外に在住していた者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和5年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。

なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い海外に連続して2年以上在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。

ウ 保護者とともに、令和7年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。)

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

(2) 外国籍を有する者

次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウに該当する者

ア 小学校を令和7年3月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として2年以内の者

イ 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者

ウ 保護者とともに、令和7年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。)

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

(1) 提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

(2) 提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3) 出願に要する書類等

ア 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式1）

なお、前記一(1)ウただし書又は(2)ウただし書に該当する場合は、理由書（様式6）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

イ 転居に関する申立書（様式3）

ウ 転居を証明する書類

(7) 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(4) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式2）（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

エ 入学願書（学校所定の様式）

オ 入学考査料 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

カ 報告書（様式3）

なお、外国籍を有する者のうち日本国内における外国人学校を修了する見込みの者又は既に修了した者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

キ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式2）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

ク 前記一(2)アに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類

ケ その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

(1) 日本国籍を有する者

次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウ及びエに該当する者

ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和7年3月に修了する見込みの者

イ 令和7年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者

ウ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴い連続して2年以上海外に在住している者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）。

なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い海外に連続して2年以上在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。

エ 保護者とともに、令和7年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

(7) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

(4) 保護者が特別の事情のために帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

(2) 外国籍を有する者

次のア及びイに該当する者

ア 令和7年3月31日までに、現地校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者

イ 保護者とともに、令和7年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

(1) 提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

(2) 提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3) 出願に要する書類等

ア 帰国等に関する申立書（様式4）

なお、前記一(1)エ(7)又は(2)イただし書に該当する場合は、理由書（様式6）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

イ 転居を証明する書類

(7) 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(4) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式2）（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

ウ 入学願書（学校所定の様式）

エ 入学審査料 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

オ 日本人学校の場合は、報告書（様式3）

現地校の場合は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

カ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式2）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

キ 前記一(1)エ(4)に該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）及び身元引受人承諾書（様式5）

ク その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

なお、前記一(1)エ(4)に該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

＜特別の事情として認められる事情及び必要書類＞

応募資格審査取扱 要項の該当項目	父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
1、2、3	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>介護、病気療養（又は出産）のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。 ※ 病気療養については、志願者の保護者又は志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とします。	〔介護の場合〕 ・<u>介護保険被保険者証</u> 〔病気療養の場合〕 ・医師の診断書(都内に転居できない理由が記載されているもの) 〔出産の場合〕 ・<u>母子健康手帳</u> ※ 郵送での出願の場合、上記<u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。
2	父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、<u>介護のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。	・<u>介護保険被保険者証</u> 〔都内に転入できない父又は母〕 ・他道府県における勤務証明書等 ※ 郵送での出願の場合、上記<u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。
1、2、3	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>父と母が離婚調停中のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合	・事件係属証明書等
3	日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>海外勤務の継続のため</u>であり、志願者にとって、海外から都内に転入又は都内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要です。	・海外における勤務証明書等(入学日以降も海外の勤務継続予定が確認できるもの)